

上場廃止を巡るQ & A

制度調査部
横山 淳

【要約】

最近、有価証券報告書等の虚偽記載を理由に課徴金が課される（あるいは勧告される）事例が続いている。

重要な有価証券報告書等の虚偽記載は上場廃止基準に抵触することから、制度調査部にも上場廃止についての質問が寄せられている。

本稿では、寄せられた質問を基にQ & A形式で解説を行う。

【目次】

- Q 1 有価証券報告書等に虚偽記載があれば、全て上場廃止になるのか？
- Q 2 「監理ポスト」と「整理ポスト」はどう違う？
- Q 3 「監理ポスト」、「整理ポスト」に入っている期間は？
- Q 4 一旦、上場廃止になった場合、何年間再上場できないのか？

最近、有価証券報告書等の虚偽記載を理由に課徴金が課される（あるいは勧告される）事例が続いている¹。

重要な有価証券報告書等の虚偽記載は上場廃止基準に抵触することから、制度調査部にも上場廃止についての質問が寄せられている。

本稿では、寄せられた質問を基にQ & A形式で解説を行う。なお、以下の解説は、東京証券取引所（以下、東証）の規則に基づいている。

Q 1 有価証券報告書等に虚偽記載があれば、全て上場廃止になるのか？

A：

有価証券報告書等に「虚偽記載」があった上場会社が全て上場廃止となる訳ではない。

東証の上場廃止基準によれば、有価証券報告書等の「虚偽記載」に関連しては、次の 2 の両

¹ なお、有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金制度については、別稿「有価証券報告書等虚偽記載に対する課徴金Q & A」（2006年12月12日付DIR制度調査部情報）を参照されたい。

方の条件を充たした場合に、上場廃止とすることとしている（上場廃止基準2 十一）。

有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った。

その影響が重大であると東証が認めた。

つまり、有価証券報告書等に「虚偽記載」があったとしても、その影響がそれほど重大ではないと東証が判断した場合には、上場廃止には至らないということになる。

これは、上場廃止となった場合には、（「虚偽記載」の被害者でもある）一般投資家も換金機会を大きく失う結果となってしまふ。そのため、東証としても慎重に対応することとしているのである。

なお、2006年12月1日施行の規則改正により、上場廃止に至らないような比較的軽微な「虚偽記載」に対して「注意勧告」処分を行うことができる制度が設けられている（適時開示規則24条）。

Q2 「監理ポスト」と「整理ポスト」はどう違う？

A :

「監理ポスト」には、「上場廃止となるおそれがある銘柄」を割り当てることができることとされている（監理ポスト及び整理ポストに関する規則6）。

つまり、上場廃止が決定した訳ではないが、その疑いがある銘柄を割り当てて、投資家に周知するのが「監理ポスト」ということになる。

それに対して、「上場廃止が決定された銘柄」を割り当てるのが「整理ポスト」である。

逆に言えば、「監理ポスト」に一旦割り当てられた銘柄も、「上場廃止となるおそれ」が解消されれば、「監理ポスト」から脱して通常の実扱いに復帰することとなる。

それに対して、「整理ポスト」に割り当てられれば必ず上場廃止となり、通常の実扱いに復帰することはないこととなる。

Q3 「監理ポスト」、「整理ポスト」に入っている期間は？

A :

「整理ポスト」への割当期間は、「原則として1か月」とされている（監理ポスト及び整理ポストに関する規則8(1)b）。つまり、原則として、「整理ポスト」での取引が1ヶ月間継続された後、上場廃止となるのである。

それに対して、「監理ポスト」への割当期間については、「（東証が）上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで」とされており、明確な時期は示されていない（監理ポスト及び整理ポストに関する規則8(1)a）。

基本的には、「事実関係が明らかになった」あるいは「新事実が判明した」などにより上場廃止基準に該当するか否かを東証として確認できた時点まで「監理ポスト」に割り当てられることとなる。その具体的な所要日数は、東証からのヒアリングでも、ケース・バイ・ケースということである。

Q 4 一旦、上場廃止になった場合、何年間再上場できないのか？

A :

一旦、上場廃止になった会社が、再上場を認められるまでの期間については、明確なルールは定められていない。

ただ、上場審査基準と上場廃止基準とで、共通する事項が定められている場合がある。その意味では、必然的に上場廃止から一定期間を経過しなければ、再上場が認められないケースが考えられることとなる。

例えば、上場審査基準（マザーズ市場を除く）では、最近2年間に有価証券報告書等の開示書類に「虚偽記載」を行っていないことが要求されている（株券上場審査基準4 八）。

その意味では、重大な有価証券報告書等の「虚偽記載」によって上場廃止となった会社の場合、「虚偽記載」から2年間は、再上場は認められないこととなる。その2年間の間に、重ねての「虚偽記載」を行っていないことが再上場の要件となるためである。